改正後	改正前
（法令により立木の伐採につき制限がある森林） **第十条**　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。 一～十四　（略） （果実の採取以外の用途） **第十一条**　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。 （果実の採取その他の用途に供される森林の指定） **第十二条**　法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書（一通）に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。 （自家の生活の用に供すべき森林の指定） **第十三条**　法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては二ヘクタール、都府県にあつては一ヘクタールを超えないこととする。 2　法第十条の八第一項第八号の申請については、前条の規定を準用する。 （伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合） **第十四条**　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。 一～四　（略） **第十六条から第二十三条まで**　削除	（法令により立木の伐採につき制限がある森林） **第十条**　法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。 一～十四　（略） （果実の採取以外の用途） **第十一条**　法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。 （果実の採取その他の用途に供される森林の指定） **第十二条**　法第十条の八第一項第八号の申請は、申請書（一通）に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。 （自家の生活の用に供すべき森林の指定） **第十三条**　法第十条の八第一項第九号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては二ヘクタール、都府県にあつては一ヘクタールを超えないこととする。 2　法第十条の八第一項第九号の申請については、前条の規定を準用する。 （伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合） **第十四条**　法第十条の八第一項第十二号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。 一～四　（略） （要間伐森林通知） **第十六条**　法第十条の十第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。 一　通知に係る要間伐森林の所在場所 二　通知に係る要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期

（要間伐森林通知をすべき旨の申出）
第十六条の二　法第十条の十第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る要間伐森林の所在場所
三　当該申出に係る要間伐森林の間伐又は保育が適正に実施されていないことにより申出者が受け、又は受けるおそれのある具体的な不利益の内容
2　前項の申出書には、申出者が当該申出に係る要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者であることを証する書面を添えなければならない。
（調停の申請）
第十七条　法第十条の十一第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してするものとする。
一　相手方の氏名又は名称及び住所
二　申請に係る要間伐森林の所在場所
三　申請の趣旨
四　協議の経過の概要
五　その他調停を行うのに参考となる事項
（裁定の申請）
第十八条　法第十条の十一の二第一項の規定により同項第一号の契約の締結に関する裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を都道府県知事に提出しなければならない。
一　申請者の名称及び住所
二　当該申請に係る要間伐森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
三　当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林齢別の本数
四　当該申請に係る要間伐森林の間伐又は保育の実施の現況及び見通し
五　当該申請に係る要間伐森林についての申請者の育林の内容、時期及び方法に関する計画の詳細
六　法第十条の十一の四第二項各号（第一号及び第六号を除く。）に掲げる事項につき希望する内容
七　その他参考となるべき事項